

くらし安全安心だより

消費者ホットライン

「188(いやや)」のご利用を

この度、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の公布・施行に伴い、平成31年4月27日から5月6日までが10連休となります。そのため、当センターの相談窓口も10連休中は閉庁となります。

この間に、消費生活トラブルや困ったことについて相談したいときは、消費者ホットライン「188(いやや)」(最寄りの消費生活センターなどにつながる全国共通の電話番号)をご利用ください。連休中でも相談窓口を開設している最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。アナウンスに従って、自宅の郵便番号を入力すると地域の消費生活センターや開設している相談窓口などに繋がります。

長期の連休中に、訪問販売や電話勧誘販売で勧誘を受け商品などを契約したあと、クーリング・オフ制度(無条件解約)を利用して契約を解除したい場合には、8日以内に書面で通知しなければなりませんので、すぐに「188(いやや)」に電話をしましょう。クーリング・オフ通知のしかたや解決のための助言などを受けることができます。なお、5月7日からは、当センターの相談窓口も通常通り開庁となりますので、直接センターの電話番号に連絡いただくことで相談することが可能となります。

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務(債務整理・過払い金返還請求)などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひ相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時 (☎23-5800)